

令和2年8月20日
中部地方整備局

不正又は不誠実な行為に係る指名停止措置について

指名停止措置の概要

- 指名停止措置業者名 : 近鉄ビルサービス株式会社
業者の住所 : 大阪府大阪市中央区難波2丁目2番3号
- 指名停止措置期間 : 令和2年8月20日から令和2年9月19日まで(1ヵ月)
- 指名停止措置の範囲 : 中部地方整備局管内
- 事 実 概 要
三重県名張市立病院の施設管理を受託していた近鉄ビルサービス(株)の元従業員が、令和2年1月から3月頃にかけて名張市立病院が所有するマスクを盗んだ疑いにより同年5月13日に名張警察署から検察へ書類送検され、同年6月23日に伊賀区検察庁より起訴され、同年6月26日に伊賀簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受けたものである。
- 指名停止措置理由
有資格業者である近鉄ビルサービス(株)の元使用人が公訴を提起されたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号。以下「指名停止措置要領」という。)別表第2第15号(下記参照)に該当する。
よって、本件の指名停止期間は、1ヵ月とする。

<指名停止措置要領 別表第2>

措 置 要 件	期 間
(不正又は不誠実な行為) 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヵ月以上9ヵ月以内

配布先 中部地方整備局記者クラブ

○ 問い合わせ先 総務部 契約課長 鈴木 秀一
契約課長補佐 野田 純大 電話番号 (052) 953-8138